

国民健康保険のお知らせ

保険料の金額や計算方法
 問 保険課 TEL 06-6992-1545
 保険料の納付の相談
 問 保険収納課 TEL 06-6992-1537

国民健康保険料が決定しました

平成31年度の国民健康保険料納入通知書を6月中旬ごろに被保険者の各世帯に郵送します。
 今年度の保険料率および保険料の計算方法は、下記に記載していますが、国民健康保険料は基礎賦課分(医療分)、後期高齢者支援金等賦課分(後期分)、介護納付金賦課分(介護分)(40歳以上65歳未満の人のみ)に区分されます。医療分と後期分については、世帯の所得金額に応じてかかる「所得割額」、世帯の被保険者数に応じてかかる「均等割額」、1世帯ごとにかかる「平等割額」の合計額が、介護分については、「所得割額」と「均等割額」の合計額が保険料となります。原則として、6月から翌年3月までの10回に分けて納付してください。
 なお、災害などに遭われたことや、前年に比べて今年の収入が大きく減少する見込みであることなど、保険料の納付が困難となる特別な事情がある場合は保険課への申請により保険料が減免される場合があります。詳しくは保険課までお問い合わせください。

保険料の計算(例)	設定条件	平成31年度 守口市国民健康保険 保険料率				
		所得割	均等割	平等割	賦課限度額	
	①国保加入人数 4人 (うち2人は40歳~64歳)	医療分 8.57%	29,713円	31,799円	58万円	
	②平成30年中の国保世帯全員の所得金額 240万円	後期分 2.69%	9,249円	9,898円	19万円	
		介護分 2.58%	19,134円	0円	16万円	

ステップ① 医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分のおおのの年間保険料を計算します。

医療保険分保険料			
平成30年中所得金額	基礎控除	料率	
【所得割】 (2,400,000円 - 330,000円) × 8.57/100			= 177,399円……………(ア)
1人当たり 均等割額			
【被保険者均等割】 29,713円 × 4人			= 118,852円……………(イ)
【世帯別平等割】 世帯単位で賦課される保険料額			31,799円……………(ウ)
医療保険分の年間保険料 (ア) 177,399円 + (イ) 118,852円 + (ウ) 31,799円			= 328,050円……………(エ)

後期高齢者支援金分保険料			
平成30年中所得金額	基礎控除	料率	
【所得割】 (2,400,000円 - 330,000円) × 2.69/100			= 55,683円……………(オ)
1人当たり 均等割額			
【被保険者均等割】 9,249円 × 4人			= 36,996円……………(カ)
【世帯別平等割】 世帯単位で賦課される保険料額			9,898円……………(キ)
後期高齢者支援金分の年間保険料 (オ) 55,683円 + (カ) 36,996円 + (キ) 9,898円			= 102,577円……………(ク)

介護保険分保険料			
平成30年中所得金額	基礎控除	料率	
【所得割】 (2,400,000円 - 330,000円) × 2.58/100			= 53,406円……………(ケ)
1人当たり 均等割額	40歳~74歳の人数		
【被保険者均等割】 19,134円 × 2人			= 38,268円……………(コ)
介護保険分の年間保険料 (ケ) 53,406円 + (コ) 38,268円			= 91,674円……………(サ)

ステップ② 医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の保険料を合算し、世帯の年間国民健康保険料を計算します。

年間国民健康保険料			
医療保険分(エ)	後期高齢者支援金分(ク)	介護保険分(サ)	年間国民健康保険料
328,050円	+ 102,577円	+ 91,674円	= 522,301円

ステップ③ 実際に6月から来年3月までの各月の保険料を計算します。

各月の国民健康保険料			
【6月分】	52,231円	【7月分~3月分】	52,230円

愛のみのり号 コミュニティバスアンケートを実施

問 道路課 TEL 06-6992-1693

10月1日から要望が多かった東部地域に車両を1台追加し、東部エリアコミュニティセンターを拠点に公共施設間を巡回する新規ルートで運行する予定です。

つきましては、新規停留所・巡回ルート(案)に関するアンケートを実施します。皆さんの意見や要望をお寄せください。

募集期間

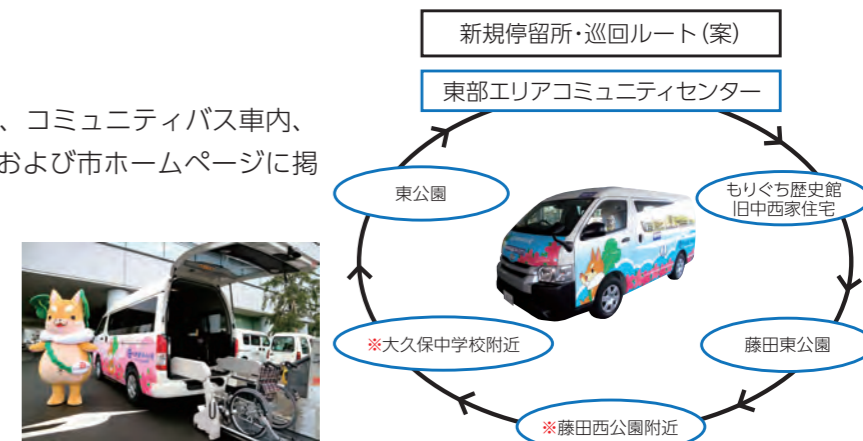
6月3日(月)~6月14日(金)

配 市役所1階総合案内、市役所5階道路課、コミュニティバス車内、各バス停留所のコミュニティセンターおよび市ホームページに掲載

提 ①各配布場所の回収用ボックスへ投函

②郵送(〒570-8666守口市京阪本通 2-5-5道路課)

注 6月14日(金)必着



※皆さんが安全に乗り降りできる場所を選びます。

雨の時期への備えを

問 下水道管理課・維持担当 TEL 06-6992-1752

近年、短時間で大量の雨が降る「集中豪雨」が多発しています。また、急激な都市化で保水力のある土地が減少し、道路がアスファルトになり、降った雨が短時間で下水道管に流れ込むようになりました。そのため、雨水を排水しきれない「内水浸水」が発生するようになりました。

どのような時に浸水が起きるのか

守口市は、大部分が平坦な低地になっていて、雨水が自然に川に流れ込まない「内水域」になります。

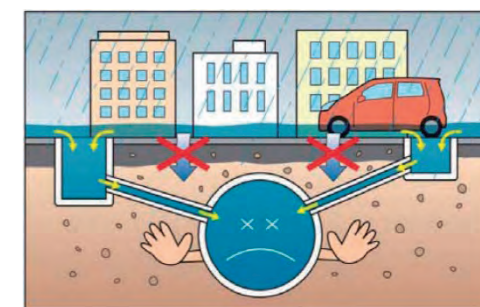
下水道管で雨水を集め、ポンプにより川へ強制的に排水しています。集中豪雨によって下水道の排水能力を超えるような雨が降った場合には、雨水を排除することができなくなり、浸水することがあります。

市では、10年に1度発生する降雨(1時間あたり54.4mm)に対応する下水道施設の整備を進めています。

土のう・ファミリーポンプの貸し出し

市では、浸水被害防止用の土のうと、浸水被害の発生時に床下に入った水を排水するためのファミリーポンプの貸し出しを行っています。

注 貸出数に制限があります。



雨水ますの注意点

大雨時の浸水被害を軽減するため、下水道への入口である「雨水ます」(写真1)について、市民の皆さんの協力をお願いします。

▽雨水ますの上に植木鉢などの物を置かない

▽ごみや砂などを掃きこまない

▽ふたが逆向きでないかを確認する(写真2)

ふたが逆向きになっていると雨水がスムーズに流れ込みません。また、特に狭い道路では、歩行者や自転車の通行に影響が生じます。

ふたが逆向きに設置されている場合は、下水道管理課へ連絡してください。

